

## 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「総合福祉会館」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：総合福祉会館 所在地：福知山市字内記10番地の18 指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） 所管部署：福祉保健部社会福祉課 電話番号 0773-24-7088
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応）
指導等内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 施設の利用実態（曜日・時間帯別稼働率等）についてデータを整理し、営業時間の変更や利用料金制度導入、減免制度の見直しなど、施設のよりよい管理運営方法について検討すること。</li><li>② 評価指標及び目標値については、より実態に即した目標値を設定すること。また、人材育成の面においては、単に業務改善提案件数を目標値とするのではなく、その提案がどう活かされていくのか、成果の出る提案となるような目標値設定を行うこと。</li><li>③ 指定管理料の積算については、委託料等の金額が大きいため、施設所管課において、再度精査を行うこと。</li><li>④ 当施設が利便性の高い場所に位置していることから、より多くの方に活用していただけるよう努力すること。</li></ul>